

## 否 決

議提議案第 1 号

### 熊谷市議会議員政治倫理条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、熊谷市議会議員（以下「議員」という。）が、市政に携わる者として、市民の負託に応え、責任を負い、かつ、信頼に値する倫理を貫き、疑惑を持たれず、その行動と知力を市民全体の福祉向上のために活用し、公正公明で、開かれた民主的な市政発展に寄与しなければならない地位にあることに鑑み、行政行為に対する不当介入の排除等、必要な措置を定めることを目的とする。

#### (議員の責務)

第 2 条 議員は、常に市民全体の利益を擁護しなければならず、いやしくも議員自身又は特定の個人若しくは団体の利益を求めて公共の利益を損なうようなことがあってはならない。また、議員は、その職務の公正を疑わせるような金品授受等の行為をしてはならない。

2 議員は、その権限又は地位による影響力を不正行使してはならない。

#### (議員の地位、役職に関する倫理基準)

第 3 条 議員は、市と契約関係にある企業等の責任ある地位を得、役職を兼ねることはできない。また、もっぱら市などの公共団体からの補助金により運営されている団体についても同様とする。

#### (議員、関係企業等の倫理基準)

第 4 条 議員、議員の一親等、二親等及び議員の配偶者が関係する企業等（以下「関係企業等」という。）は、市並びに市が設立した公社及び市が出資する団体との請負契約（一

時的な物品納入等を除き、地方自治法第92条の2にいう物件、労力などを提供することを目的としてなされる契約を含む。)に関する辞退届を、当該議員が議員となった日から30日以内に、議員は議長に、関係企業等は市長に提出しなければならない。

2 前項の辞退届が提出された場合は、住所、氏名、企業名等を、議長にあっては議会報により、市長にあっては告示により、公表するものとする。

(市の倫理基準)

第5条 市は、前条第1項の辞退届が提出された場合は、関係企業等と契約しないものとする。

(倫理審査会及び調査請求権)

第6条 この条例の公正を図るため、熊谷市議会に倫理審査会を置く。

2 市民は、50人以上の署名により、前項の審査会に調査を請求することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、議会で別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

提 出 者	議 員	田 島 道 夫
〃	〃	江 森 茂 美
〃	〃	金 子 雄 二
〃	〃	安 倍 正 剛
〃	〃	笠 原 秀 雄
〃	〃	松 本 貢 市 郎
〃	〃	松 浦 紀 一
〃	〃	新 井 昭 安
〃	〃	林 真 佐 子